

空き家改修費補助制度

移住者等向け
住宅

最大100万円
補助率1/2

※移住者等とは、市外から市内に転入する者
又は世帯分離により市内から転居する者

子育て
住宅

最大100万円
補助率1/2

地域貢献施設

最大250万円
補助率1/2

子ども食堂
福祉施設 など

空き家を地域活性化に資する住宅・施設として
活用するための改修費等を補助します

- 1 市街化調整区域内の空き家に移住する場合は
最大100万円（2 子育て世帯は更に100万円上乗せ）
- 3 空き家を地域貢献施設として活用する場合は
最大250万円が補助されます

詳細は
次のページへ

制度概要 - 対象用途と補助額 -

I 対象用途・対象者

1 移住者等向け住宅

次の①②に該当する世帯向け住宅として改修工事を行う者

- ①市外から転入する世帯
- ②世帯分離により市内移動する世帯

空き家活用補助金



最大 100万円
(補助率1/2)

2 子育て世帯向け住宅

次の①②に該当する子育て世帯向け住宅として改修工事を行う者

- ①市外から転入する世帯
- ②世帯分離により市内移動する世帯

※子育て世帯とは、満18歳未満（満18歳に達した後の3/31迄）の子または妊娠者がいる世帯

地域貢献等 空き家活用補助金 (子育て居住型)



最大 100万円
(補助率1/2)

3 地域貢献施設

次の用途に該当する施設へ改修工事を行う者

- ・地域コミュニティの維持再生に資する地域貢献施設

(例：子ども食堂、体験型学習施設、福祉・文化・交流施設 等)

地域貢献等 空き家活用補助金 (地域貢献型)



最大 250万円^{※1}
(補助率1/2)

(参考) その他 併用可能な補助制度

木造戸建住宅耐震改修工事費補助 改修工事をする住宅の所有者

最大 150万 (補助率4/5)



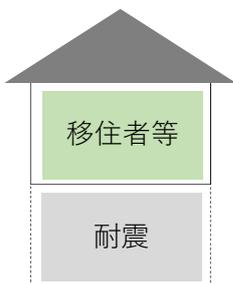
II 補助限度額 - 併用可能な組み合わせ -

市街化調整区域

市全域

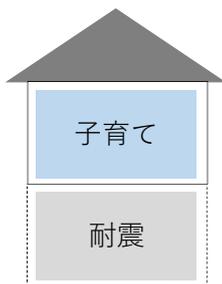
1

最大250万円



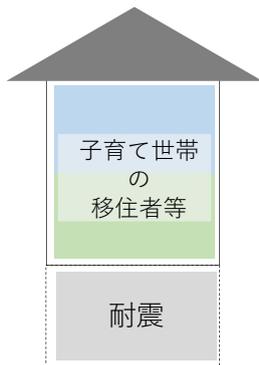
2

最大250万円



1 + 2

最大350万円



1 + 3

最大410万円



1 + 2 + 3

最大510万円



3

最大250万円
※3



※1 対象経費のうち耐震改修費は最大90万円、それ以外の改修費等は最大160万円

※2 地域貢献型の耐震改修との併用はできません

※3 地域集会施設として借上げ空き家改修する場合は「福岡市集会施設補助金」が活用可能 (最大290万円・併用不可)

対象工事と申請の流れ

III 補助対象工事

補助対象工事は以下に示すとおりです。

ただし、自ら行う場合（DIY等）は、改修工事にかかる材料費と家財道具の直接処分費のみ補助対象となります。

※交付決定日以降に工事請負契約をしたものが対象（自ら行う工事（DIY等）の場合は交付決定日以降に着手したものが対象）

1 3 共通

■ 改修工事費

- ・ 台所、浴室、洗面所又は便所などの改修工事費
- ・ 給排水、電気又はガス設備などの改修工事費
- ・ 屋根又は外壁などの外装改修工事費
- ・ 壁紙の張り換えなどの内装改修工事費 等

■ その他

- ・ 家財道具等の搬出処分費、屋内外の清掃費、設計費等（3 は耐震改修工事費も対象）
- ※改修工事（必須）を実施する場合のみ、その他の経費を対象とすることが出来ます。

2 子育て

■ 改修工事費

- ・ 子ども部屋の増築や台所の対面化などの居住性向上改修工事費
- ・ 手すり（転落防止）の設置などの事故予防改修工事費
- ・ 段差の解消などのバリアフリー改修工事費
- ・ 屋根や外壁の耐久性・防水性向上などの長寿命化改修工事費
- ・ 断熱・遮熱改修などの省エネルギー改修工事費
- ・ 窓や玄関の改修などの防犯性向上改修工事費
- ・ 掃除しやすいトイレの設置などの家事負担軽減改修工事費 等

■ その他

- ・ 家財道具等の搬出処分費、屋内外の清掃費、設計費等
- ※改修工事（必須）を実施する場合のみ、その他の経費を対象とすることが出来ます

IV 交付申請の流れ

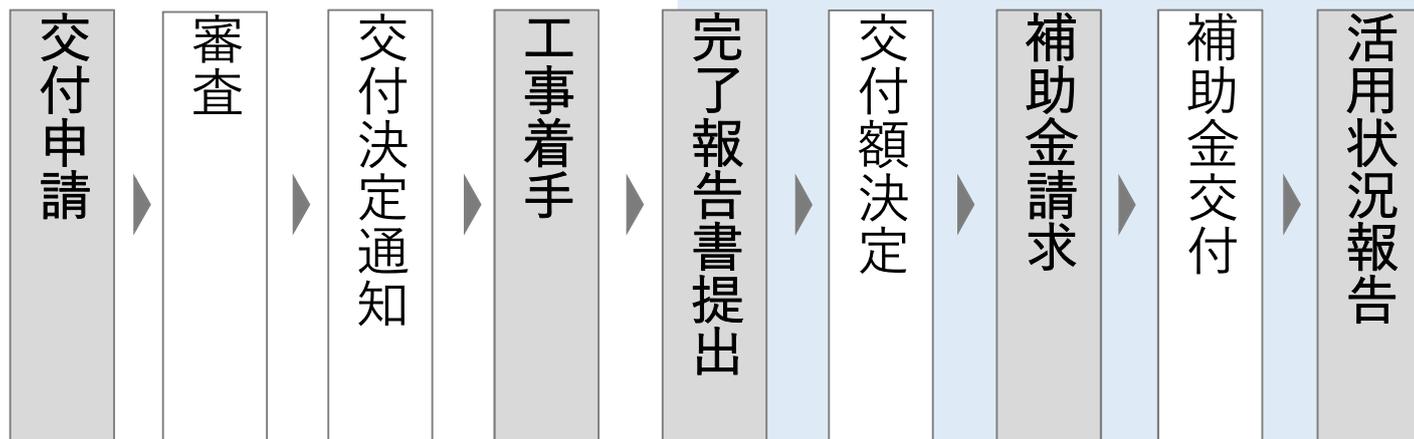
※交付申請は、所有者又は賃借人のうち補助対象工事を実施する方が行います

受付開始
4月～※4

申請者→市 市→申請者

2月 ※5

翌年4月



※4 12月頃までに申請をしてください。ただし、予算がなくなり次第終了している場合もあります

※5 工事完了後15日以内または事業を完了した年度の2月末日のうち早い方までに提出してください

要件と必要書類

V 空き家の要件

1 2 — 市街化調整区域内にあり、下記「市街化調整区域の要件」を満たすこと

1 2 3 — 1年間以上利用されていないこと、耐震性確保すること、
10年以上空き家を活用すること 等

※災害ハザードエリア（災害危険区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、浸水想定区域（想定浸水深3m以上））に指定された土地は対象外です

市街化調整区域の要件

■ 空き家を取得して住む場合

次のいずれかに該当していること

- ・「区域指定型制度」を適用する地区内*にあること
 - ・指定既存集落内において、線引きの日をまたいで存する住宅であること
 - ・指定既存集落内において、既存宅地制度により建築された住宅であること
 - ・指定既存集落内において、開発審議会の議を経て、使用者変更を許可された住宅であること
- <指定既存集落>

東区志賀島、蒲田、早良区入部、内野、脇山、西区北崎、元岡、今津、今宿、周船寺、橋本、金武、能古の各一部



* 区域指定型制度
適用地区

■ 空き家を借りて住む、または貸す場合

次のいずれかに該当していること

- ・「区域指定型制度」を適用する地区内にあること
- ・「福岡市市街化調整区域既存住宅賃貸化実施要綱」により賃貸化する住宅であること

VI 必要書類

(凡例) ●必要書類

○該当する場合のみ

- 申請書
- 事業計画概要書（様式第1号）
- 建物の現況を確認できる図面等
- 改修事業の内容が分かる図面等
- 改修事業内訳書
- 改修工事費見積書の写し
(補助対象費用が確認できる書類)
- 補助対象者であることを確認できる書類
(住民票等)
- 耐震性を有することを確認できる書類又は耐震改修工事により耐震性を確保する予定であることを確認できる書類
※建築の着工日が昭和56年5月31日以前の場合
- 他自治体における市区町村税の滞納が無いことが確認できる書類
※市外から転入される場合、所有者が市外に居住する場合
- その他市長が必要と認める書類 等

VII お問い合わせ先

福岡市住宅都市局 住宅計画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（市役所本庁舎3階）

TEL：092-711-4598 FAX：092-733-5589 MAIL：j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp